（瀬戸内海漁業調整事務所に置く課等）

第五百六十七条　瀬戸内海漁業調整事務所に、次の四課並びに漁業監督指導官二人、上席漁業監督指導官一人、資源保護管理指導官一人、資源管理推進官二人及び漁船検査官一人を置く。

総務課

調整課

資源課

指導課

（調整課の所掌事務）

第五百六十九条　調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　漁業の取締りその他漁業調整に関すること（漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官の所掌に属するものを除く。）。

二　大臣許可漁業（基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に関すること。

三・四　（略）

（上席漁業監督指導官の職務）

第五百七十二条の二　上席漁業監督指導官は、命を受けて、第五百五十三条の事務を行い、及び同条の事務を総括する。

（資源管理推進官の職務）

第五百七十三条の二　資源管理推進官は、第五百五十四条の事務をつかさどる。

（調整課の所掌事務）

第五百七十九条　調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　大臣許可漁業（基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に関すること。

三・四　（略）

（資源管理推進官の職務）

第五百八十条の二　資源管理推進官は、第五百五十四条の事務をつかさどる。

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

6　第四十八条第一項の経営専門官のうち一人、第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官、九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官のうち二人及び第五百三十四条第一項の輸出証明指導官は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

7～10　（略）

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

（瀬戸内海漁業調整事務所に置く課等）

第五百六十七条　瀬戸内海漁業調整事務所に、次の四課並びに漁業監督指導官三人、資源保護管理指導官一人、資源管理推進官一人及び漁船検査官一人を置く。

総務課

調整課

資源課

指導課

（調整課の所掌事務）

第五百六十九条　調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　漁業の取締りその他漁業調整に関すること（漁業監督指導官の所掌に属するものを除く。）。

二　沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業の許可に関すること。

三・四　（略）

（新設）

（資源管理推進官の職務）

第五百七十三条の二　資源管理推進官は、第五百五十七条の二の事務をつかさどる。

（調整課の所掌事務）

第五百七十九条　調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業の許可に関すること。

三・四　（略）

（資源管理推進官の職務）

第五百八十条の二　資源管理推進官は、第五百五十七条の二の事務をつかさどる。

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

6　第四十七条第一項の経営専門官のうち一人、第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官、九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官のうち二人及び第五百三十四条第一項の輸出証明指導官は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

7～10　（略）